

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和4年2月25日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
スギ薬局呉羽店	富山市茶屋町460番地1	精神通院医療		令和4年2月1日

富山県告示第71号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和4年2月25日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
チューリップ米沢薬局	中新川郡立山町米沢8番地10	精神通院医療		令和4年1月1日

富山県告示第72号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営豆田池・新豆田池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係

書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営豆田池・新豆田池地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和4年2月25日から

令和4年3月28日まで

3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第73号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和4年2月25日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 公の施設の名称
富山県中央植物園
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人花と緑の銀行 富山市婦中町上轡田42番地
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

どこでも交通安全サポート事業業務委託に係る一般競争入札の実施

どこでも交通安全サポート事業業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年2月25日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称等
どこでも交通安全サポート事業業務委託
(交通安全教育車を活用した交通安全教育事業の委託)
 - (2) 委託業務の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 委託期間
契約締結日から令和4年12月28日まで
 - (4) 委託業務の実施場所
富山県内
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

3 入札に参加する資格の確認

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

- (2) 資料は次のとおりとする。

- ア 富山県知事からの物品等競争入札参加資格者決定通知書の写し
- イ 設立目的を記載した書類
- ウ 業務内容及び活動内容のわかる書類
- エ 契約を履行できることが証明できる書類

- (3) 資料の提出期間

令和4年2月25日から同年3月7日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。ただし、競争入札参加資格審査を現に申請している者にあつては、前記(2)アの資料は、入札書提出時とする。

- (4) 資料の提出場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号
富山県警察本部交通部交通企画課庶務係
電話076-441-2211

- (5) 資料の提出方法

直接持参すること。

- (6) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、令和4年3月11日までに申請者に通知する。
なお、提出した資料等に関し、契約を担当する職員から説明を求められたと

きは、これに応じなければならない。

(7) 入札参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

前記(6)により入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求めることができる。この場合、説明を求める旨を記載した書面を前記(4)の提出場所へ令和4年3月17日までに提出しなければならない。

回答は令和4年3月24日までに文書で行う。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課庶務係

電話076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和4年2月25日から同年3月4日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和4年4月1日 午後2時

(4) 入札書の提出方法

直接持参すること。

5 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

令和4年4月1日 午後2時

(2) 開札の場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した競争入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、受託に要する一切の費用を見積もるものとする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、前記3の資料等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (3) 議会により当事業の予算が否決された場合は、当事業は中止する。

土地改良区の役員の退任

舟橋村土地改良区の役員であった次の者が令和3年9月12日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告す

る。

令和4年2月25日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	山崎知信	中新川郡舟橋村東芦原 188番地
同	櫻井昇	同 立山町塚越 188番地
同	明和俊一	同 舟橋村海老江 121番地
同	樋口信夫	同 同 舟橋 658番地
同	藤城道博	同 同 古海老江 81番地
同	三鍋芳男	同 同 竹内 239番地
同	田鍋靖直	同 同 佛生寺 98番地1
同	酒井信行	同 同 国重 116番地3
監事	稲田順市	同 同 稻荷 20番地5
同	塩原勝	同 同 舟橋 456番地
同	吉川良二	同 同 東芦原 200番地

土地改良区の役員の就任

舟橋村土地改良区の役員に次の者が令和3年9月13日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年2月25日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	三鍋芳男	中新川郡舟橋村竹内 239番地
同	酒井信行	同 同 国重 116番地3
同	樋口信夫	同 同 舟橋 658番地
同	藤城道博	同 同 古海老江 81番地
同	澤田均	同 立山町塚越 114番地
同	森崎進	同 舟橋村東芦原 178番地

同	明和衛	同	同	海老江	125番地
同	田鍋靖直	同	同	佛生寺	98番地1
監事	稲田順市	同	同	稲荷	20番地5
同	松田敏	同	同	舟橋	397番地
同	吉川良二	同	同	東芦原	200番地
同	竹田亮成	同	同	上市町森尻	441番地

土地改良区の役員の就任

黒部川左岸土地改良区の役員に次の者が令和3年8月27日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年2月25日

富山県知事 新田 八 朗

職名	氏名	住 所
理事	魚谷 八寿裕	黒部市三日市 3287番地

土地改良区の役員の退任

大久保用水土地改良区の役員であった次の者が令和3年12月25日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年2月25日

富山県知事 新田 八 朗

職名	氏名	住 所
理事	福井 幹 夫	富山市上大久保 1149番地

建設業の営業の停止

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、

同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年2月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 処分をした年月日

令和4年2月24日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 商号 岡本建設

(2) 主たる営業所の所在地 魚津市新宿11番18号

(3) 代表者の氏名 岡本 清二

(4) 許可番号 富山県知事許可（般-28）第11053号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業（注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。）

のうち、民間工事（次のいずれにも該当しないものをいう。）に係るもの

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事

イ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事

(2) 停止を命ずる期間

令和4年3月11日から同月25日まで

4 処分の原因となった事実

岡本建設の代表者である岡本清二は、民間工事の発注者から直接請け負った工期を平成29年12月から平成30年10月までとする工事において、資格要件を満たす監理技術者を置かなかった。

このことが、建設業法第26条第2項の規定に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。